

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和3年7月

(LIBOR 関連抜粋版)

[信託協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本証券業協会]

LIBOR の公表停止に向けた対応について

- LIBOR については、米ドルの一部テナー（期間）を除き、本年（2021年）12月末に公表が停止されることが確定している。12月末までは残り半年、さらには日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画における既存契約の顕著な削減目標時期である9月末までは3か月を切っている。
- 円LIBORからの秩序ある移行を進めるためには、円LIBOR参照契約を、代替金利指標への「移行」、あるいは「フォールバック」条項の導入によって着実に削減することが重要である。
- 金融庁としては、日本銀行とも連携して、金融機関におけるLIBORからの移行の進捗状況及び顧客対応状況について、しっかりと確認していく。

G20の動向について

【LIBORからの移行】

- 今回のG20（7月9日から10日にかけて開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議）でも、本年末までのLIBORから代替金利指標への秩序立った移行が重要であるという認識が再確認された。FSBからはLIBOR移行に関する進捗報告書が公表されており、市場参加者に対して対応を加速するよう求めている。皆様におかれては、引き続き、本邦検討委員会の策定した移行計画および、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインやガイダンスに沿った対応をお願いしたい。